

電気需要平準化について

電気需要平準化に向けた取組が追加

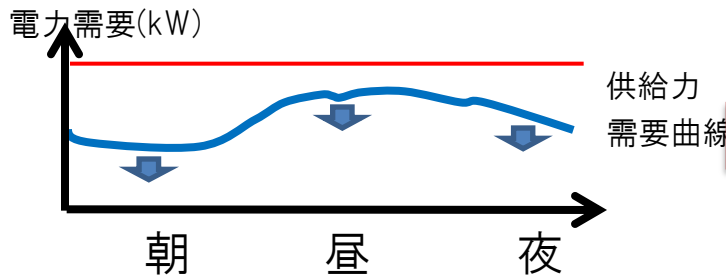
1. エネルギーの使用の合理化等に関する法律
2. 電気需要平準化の方式とは？
3. 電気需要平準化評価原単位とは？
4. 昼間電力買電量はどこにある？
5. 電気需要平準化時間帯の買電量の報告が追加されました。
6. 原単位の変化状況の報告が必要です。
7. 検針票を用いて報告を行う場合

平成27年 10月
NPO法人環境・省エネサポートセンター
技術アドバイザー 植山哲平

出典：近畿経済産業局平準化シンポジウム説明会資料

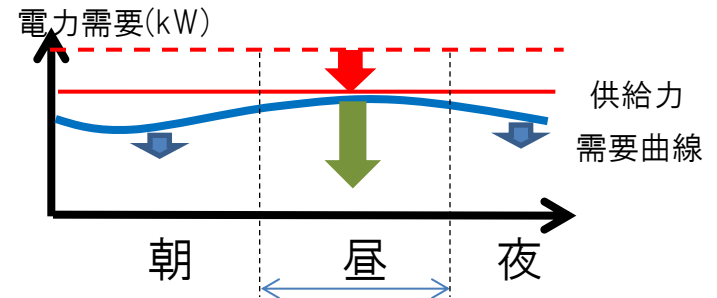
電気需要平準化の方式は？

従来の省エネ対策



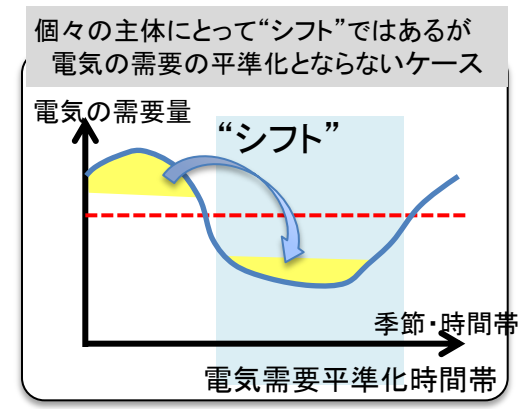
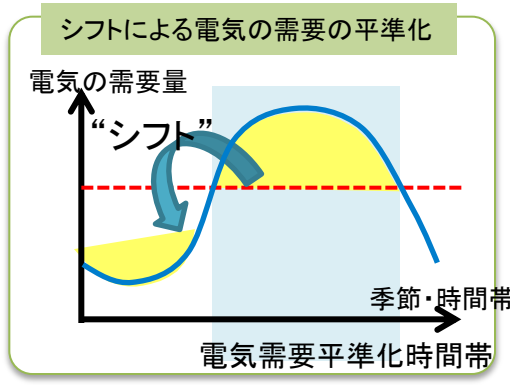
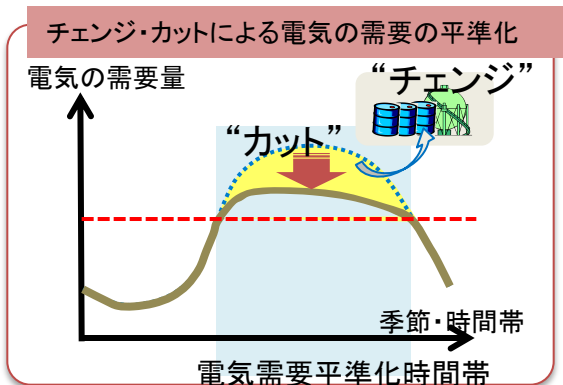
【量、効率の省エネ】

電力需給バランスを意識した対策



【量、効率の省エネ】

+ 【時間】



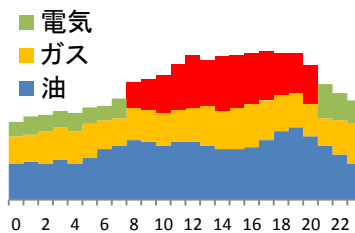
電気需要平準化評価原単位とは？

- **電気需要平準化時間帯の電気使用量を1.3倍して算出するものです。**

*「電気需要平準化評価原単位」とは、**電気需要平準化時間帯**における電気使用量を削減した場合、これ以外の時間帯における削減よりも原単位の改善率への寄与が大きくなります。

エネルギー
消費原単位

=



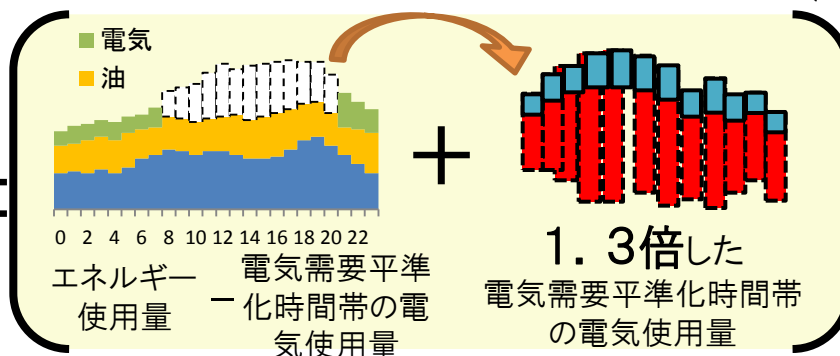
エネルギー使用量



生産数量 等
(エネルギーの使用量に
密接な関係のある値)

電気需要平準
化評価原単位

=



+

1.3倍した
電気需要平準化時間帯
の電気使用量



生産数量 等
(エネルギーの使用量に
密接な関係のある値)

昼間電力買電量はどこにある？

電力会社から提供される検針票の力率測定用の有効電力量の値の事です。

○検針票イメージ（高圧）

電気ご使用量のお知らせ《平成25年 8月分》 毎度ご利用いただきありがとうございます。

サンプルデータ 様

ご契約番号 1300-85422217-1	ご契約種別 業務用TOU
ご契約電力 443kW	力率 100%

今月検針日 8月 1日	ご使用期間 7月 1日～ 7月 31日(日数 31日)
翌月検針日 9月 1日	早収期限日 8月 22日

ご使用量 115,591 kWh

【使用実績】
前月(30日) 70,186kWh
前日(31日) 78,130kWh

乗率	昼間	昼間 その他季	昼間 夏季	ピーク	夜間	力測 有効	力測 無効
× 240							
今月指示数	3400.00	0960.00	0250.00	4200.00	6300.00	0001.00	
前月指示数	3187.29	0844.58	0199.45	4097.05	6277.27	0001.00	
差引使用量	51.050	27.701	12.132	24.708	5.455	0	

最大需要電力 120kW
指示数 0.500
乗率 × 240

過去11ヶ月の最大電力443kW
(平成24年12月)

裏面もご覧ください。

お問い合わせ先電話 (カスタマーセンター) 0120-****-****

電力株式会社 営業所 検針員 裏面もご覧ください。

燃料費調整単価 1kWhにつき 8月分 0.43円

有効電力量＝
8～22時の買電量
(※沖縄電力は9～23時)

電気需要平準化時間帯の買電量の報告が追加

(特定-第2表・指定-第2表)

特定-第2表 事業者のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量

エネルギーの種類	単位	年度			
		使用量		販売した副生エネルギーの量	
		数量	熱量 GJ	数量	熱量 GJ
原油 (コンデンサートを除く)	kL				
原油のうちコンデンサート (NGL)	kL				
揮発油	kL				
ナフサ	kL				
灯油	kL				
軽油	kL				
A重油	kL				
B・C重油	kL				
石油アスファルト	t				
石油コークス	t				
石油ガス	液化石油ガス (LPG)	t			
	石油炭化水素ガス	km ³			
	液化天然ガス (LNG)	t			
	可燃性天然ガス (LNG)	km ³			
石炭	原料炭	t			
	一般炭	t			
	無煙炭	t			
	石炭コークス	t			
コークス	t				
コークスガス	km ³				
高炉ガス	km ³				
転炉ガス	km ³				
その他の燃料	都市ガス	km ³			
	()				
	産業用蒸気	GJ			
	産業用以外の蒸気	GJ			
温水	GJ				
冷水	GJ				
定期買電	千kWh				
合計 GJ					
原価換算 kJ		㊦			㊧
前年度原価換算 kJ					
対前年度比 (%)					

電気	電気事業者	昼間買電	千kWh					
		夏期・冬期における電気需要平準化時間帯	千kWh	()	()			
	その他	夜間買電	千kWh					
		上記以外の買電	千kWh					
		自家発電	千kWh					
小計		千kWh						

「電気事業者」の欄に計上する買電量は、一般電気事業者の電線路を介して供給された電気です。特定規模電気事業者(新電力)からの買電量も対象となります。

夏期(7~9月)及び冬期(12~3月)の8~22時における買電量を記入します。

- 新たな買電量区分**
- <電気事業者>
 - ・一般電気事業者(電力10社)
 - ・特定規模電気事業者(新電力)
 - <上記以外の買電>
 - ・特定電気事業者
 - ・特定供給

	換算係数
昼間買電	9.97 GJ/千kWh
夏期・冬期における電気需要平準化時間帯	9.97 GJ/千kWh
夜間買電	9.28 GJ/千kWh

原単位の変化状況の報告が必要です。

(特定-第4表・指定-第6表)

エネルギー消費原単位

1. エネルギーの使用に係る原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均原単位変化
エネルギーの使用に係る原単位						
対前年度比 (%)		㉑	㉒	㉓	㉔	

備考 特定-第3表 1において事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比 (%) ㉑」を求めた場合は、対前年度比 (%) のみ記入する。

$$\text{エネルギー消費原単位} = \frac{\text{エネルギー使用量}}{\text{エネルギー使用量と密接な関係を持つ値(生産数量、床面積等)}}$$

電気需要平準化評価原単位

2. 電気需要平準化評価原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均原単位変化
電気需要平準化評価原単位						
対前年度比 (%)		㉑'	㉒'	㉓'	㉔'	

備考 特定-第3表 2において事業分類ごとの電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比 (%) ㉑'」を求めた場合は、対前年度比 (%) のみ記入する。

評価係数 α

$$\left[\begin{array}{l} \text{エネルギー使用量} \\ \text{電気需要平準化時間帯の買電量} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{電気需要平準化時間帯の買電量} \\ \text{電気需要平準化時間帯の買電量} \end{array} \right] \times 1.3$$

電気需要平準化評価原単位

$$= \frac{\text{エネルギー使用量} + \left[\begin{array}{l} \text{電気需要平準化時間帯の買電量} \\ \text{電気需要平準化時間帯の買電量} \end{array} \right] \times (1.3 - 1)}{\text{エネルギー使用量と密接な関係を持つ値(生産数量、床面積等)}}$$

エネルギー使用量と密接な関係を持つ値(生産数量、床面積等)

過去に電気需要平準化対策済は認められます。

原則は、平成26年度実績からの報告となりますが、平成22～25年度実績を過去に遡って報告することも認められます。

どちらかで年平均1%以上の低減を目指します。

- ・電気需要平準化評価原単位とエネルギー消費原単位の**両方**の原単位を算出して管理してください。
- ・**どちらか一方**で年平均1%以上低減することを目指します。
(互いに独立した指標であり、二つを組み合わせるためのものではありません。)

年平均1%以上改善できなかった場合は？

どちらか一方の原単位が改善していたとしても、改善できなかった原単位については、理由の記載が必要になります。

特定-第5表 エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位が改善できなかった場合の理由

1 事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均1%以上改善できなかった場合(イ)又は事業者のエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合(ロ)の理由

(イ)の理由
(ロ)の理由

備考 (イ)及び(ロ)共に該当する場合、双方記載すること。

2 事業者の過去5年度間の電気需要平準化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合(ハ)又は事業者の電気需要平準化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合(ニ)の理由

(ハ)の理由
(ニ)の理由

備考 (ハ)及び(ニ)共に該当する場合、双方記載すること。



理由が同じ場合は、
同じ記載とすることも
認められます。

検針票を用いて報告を行う場合（基本）

■ 電気需要平準化時間帯の買電量の場合

（夏：7, 8, 9月）

7月15日以降の直近の検針日に測定された電気使用量を含む以降3ヶ月分です。

（冬：12, 1, 2, 3月）

12月15日以降の直近の検針日に測定された電気使用量を含む以降4ヶ月分です。

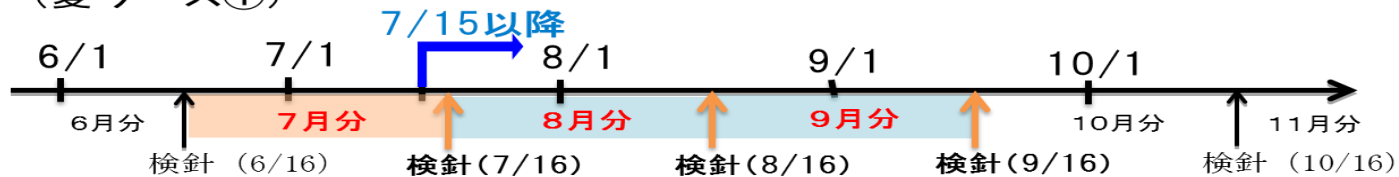
■ 今までの定期報告書の年間12ヶ月の買力量は、従来通りで変わりません。

（年間）

4月1日以降の直近の検針日に測定された電気使用量から12ヶ月分です。

検針票を用いて報告を行う場合(具体例)

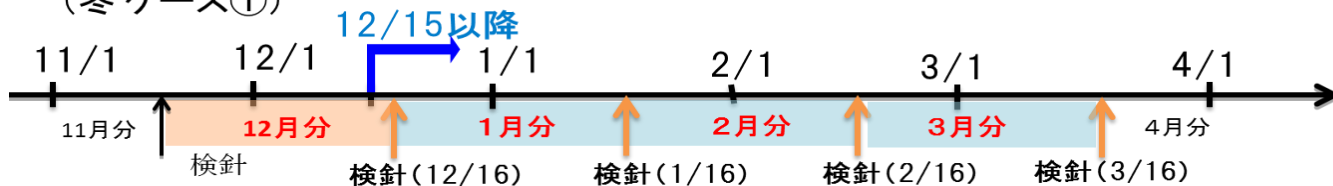
(夏 ケース①)



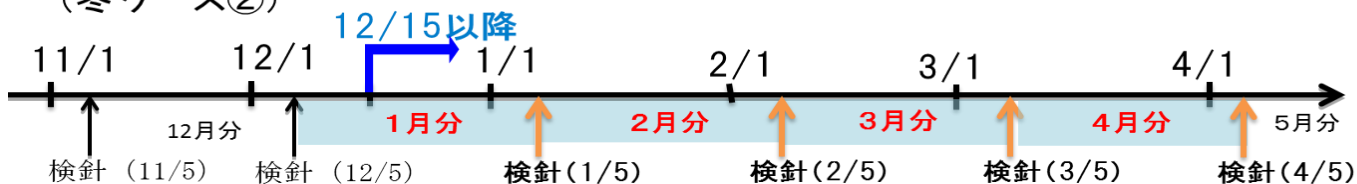
(夏 ケース②)



(冬 ケース①)



(冬 ケース②)



結論から言うと、夏は7月15日(冬は12月15日)以降の検診表示の月をスタートの月とすれば良いとなります。

- 詳細解説をご希望の方は、
- そのほか管理標準の作成にお困りの方や管理標準の作成に意欲満々の方は、

下記の連絡先に、
会社名、氏名、メールアドレスをご連絡ください。

省エネに関する事全般について、応援いたします。

NPO法人環境・省エネサポートセンター

TEL: 078-583-2424

E-mail: info@npo-eesc.org